臨時福祉給付金（経済対策分）の申請時期や方法について

問町民福祉課 福祉係　☎52-5810

消費税率の引上げに際し、低所得者に与える負担の影響に鑑み、要件に該当する人に対し、暫定的・臨時的な措置として臨時福祉給付金（経済対策分）が支給されます。

町では、この給付金の支給要件に該当すると思われる人がいる世帯に対して、４月13日以降に申請書と詳しい資料を送付しますので、申請手続きをしてください。手続きは郵送でも可能です。

※窓口での混雑を避けるため、申請期間中は、町役場１階会議室に給付金の専用窓口を開設します。

また、この期間中、給付金に関する特設電話（☎53-3211）を設置します。ご利用ください。

【支給要件】

◇支給対象者

- 平成28年度臨時福祉給付金（3,000円）の支給対象者（平成28年度臨時福祉給付金を受給したか否かは問わない）
- 平成28年１月１日現在、田布施町の住民基本台帳に記録されている人
- 平成28年度分の町民税（均等割）が非課税の人
- 平成28年度分の町民税（均等割）課税者の税法上の被扶養者などでない人

※生活保護を受給している人や支給決定される前に亡くなられた人は対象外となります。

◇支給額

１人につき１万5,000円（１回限り）

◇申請期間

４月17日（月）～７月18日（火）
午前８時30分～午後５時15分
（土日・祝日を除く）

支給対象者診断チャート

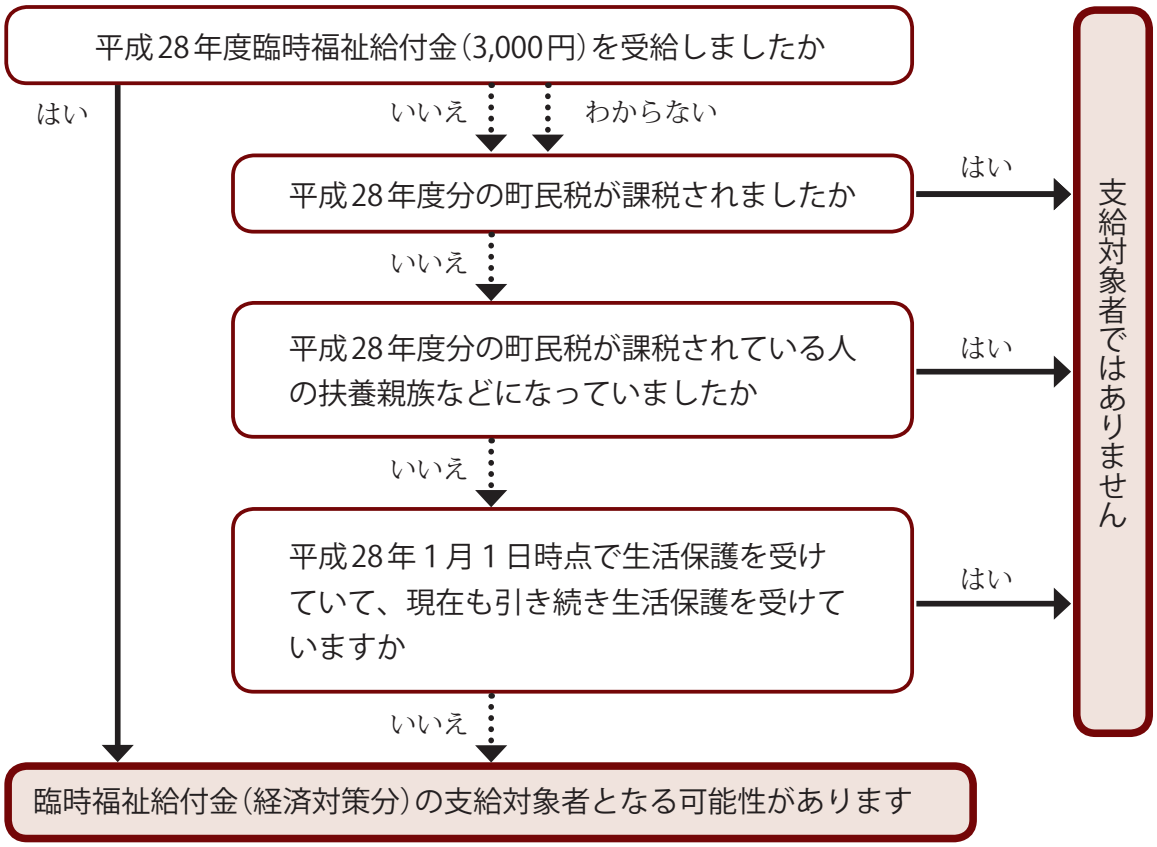

支給対象者診断チャートで確認し、支給要件に該当すると思われる人で、４月末日を過ぎてもお手元に申請書などが届いていない場合や、ご不明な点がある場合は、町民福祉課までお問い合わせください。